

産業厚生常任委員会資料

令和 7 年 2 月 6 日

健康福祉部 福祉総務課

目 次

- ・加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ指定管理に係る業務の一部変更について 1

加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ指定管理に係る 業務の一部変更について

1 加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ施設概要

(1) 所在地 加東市社25番地

(2) 施設の目的 老人及び心身障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(3) 施設

・構造 鉄筋コンクリート造地上2階建

・延床面積 1,256.05m²

・施設内容

(1階) 事務室2室、日常動作訓練室、厨房、食堂、静養室、浴室、特殊浴室

(2階) 会議室4室

・指定管理者

団体の所在地 加東市社26番地／加東市吉井768番地5

団体名称 加東市社会福祉協議会／社会福祉法人 でんでん虫の会

代表者氏名 理事長 ／理事長

指定管理期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

2 指定管理業務を一部変更する経緯

令和5年11月に、加東市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）から、収支状況の悪化によりラポートやしろの通所介護事業の継続が困難であるとして、当該事業の廃止に係る申出書が提出された。

これを受け、市では同年12月にラポートやしろの通所介護事業の現状聴取及び財務諸表の確認等の実地調査を行ったうえで、令和6年1月に、管理運営に関する協定書（基本協定）（以下、「基本協定」という。）第38条第2項に基づき、社協に対し、収支改善及び利用者増加に向けた取組、業務の効率化について指示を行い、改善計画書の提出を求めた。

社協では、改善計画に基づき、収支改善、利用者増加、業務の効率化に向け取り組んだが、収支は改善せず、引き続き事業を継続した場合、さらに赤字額が増加する見込みとなつたため、令和6年10月、市に対し、改めて事業廃止について申出があった。

3 ラポートやしろの通所介護事業の現状と業務改善の取組

（1）利用者の状況

令和6年度の通所介護事業の月平均延べ利用者数は150人（R6.11月現在実人数18人）で利用者は年々減少している。特に、要介護2までの軽度利用者については、リハビリ等複合的なサービスを提供する事業所が好まれる傾向にあり、市内の民間事業者において相当数が受け入れされている。よって、デイサービスのみを実施している社協の事業形態は、利用者の確保が困難になっている。

一方で、重度利用者（要介護4、5）については、ラポートやしろに機械浴の設備がある

ことから、ケアマネジャーに定評があり、利用者の確保を見込むことができる。しかし、軽度利用者と比較すると、死亡や入所等、体調の変化により利用状況が大きく変わり、利用者数の増減幅が大きく経営面では不安定である。

これらのことから、社協が改善計画書に沿って、安定した利用者数を見込むことができる軽度利用者の増加に向けて市内の他事業所への紹介依頼やニーズのヒアリングを行い、新規利用者の確保に取り組んだが、利用者数の大幅な増加には繋がらなかった。

(別表1)

	介護度別月平均延べ利用者数 (単位：人)		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
元気アップ事業	9	7	7
要支援	15	10	6
要介護1	62	68	63
要介護2	26	28	27
要介護3	32	24	24
要介護4	16	12	3
要介護5	9	15	20
合計	169	164	150
1日平均利用者数	7.8	7.8	6.9

(2) 収支の状況

令和4年度に通所介護事業の赤字補填のため介護事業基金を取り崩したが、それ以降も利用者の減少に伴い、収入は減少傾向にある。支出については、支出総額に占める人件費の割合が高く、賃上げの影響でさらに入件費が増額している。

経費削減のため、シフト調整による人件費の削減や食材の一括購入などに取り組んだが、収支の改善には至っていない。収支改善のためには人員整理による大幅な取組が必要と考えられるが、要介護5の利用者増加により、看護師の常時配置など一定数の人員配置が必要であるため、さらなる人件費の削減が難しく、今後も赤字が続くことが見込まれる。

(3) 今後の見通し

令和6年度は6,602千円の赤字、令和7年度は6,799千円の赤字となる見込みで、赤字幅は増加し、運営を継続したとしても改善する可能性はないと判断する。

(別表2)

	ラポートやしろ通所介護事業の収支シミュレーション (単位：千円)		
	令和5年度（実績）	令和6年度（見込み）	令和7年度（見込み）
収入	17,439	16,327	16,327
支出	22,947	22,929	23,126
差額	▲5,508	▲6,602	▲6,799

4 今後の方針について

(1) 社協の方針

市内の通所介護事業を運営する民間事業所では、入所施設やリハビリを行うデイケア等、利用者の将来を見据えた複合的なサービスを提供できる事業所が充実し、地域の需要を満たしている。このことから、社協が果たすべき通所介護事業の先駆者としての一定の役割は終えていると判断できる。また、前述のとおりラポートやしろの通所介護事業について収支改善の見込みがないため、当該事業は令和6年度末をもって廃止する。

事業廃止にあたっては、利用者に対して意向調査を行い、社協が運営する他の通所介護事業所又は市内の民間事業所での受入先の調整についてケアマネジャーに依頼し、スムーズな移行に努める。また、事業所廃止後の施設（1階）の活用については市と指定管理者で協議し、ラポートやしろの設置目的に沿う事業を行う。

なお、事業所廃止の検討に伴い、他に運営する「はぴねす滝野」と「東条デイサービスセンター」の通所介護事業の財政状況と今後の見込みについて再度見直しを行った結果、通所介護事業全体の不安定な運営（収支状況）が見込まれることから、今後の通所介護事業の方向性について、令和7年度末までに方針を決定する。

(2) 加東市の方針

令和5年度当初に社協からラポートやしろの通所介護事業の運営継続についての相談を受けて以降、指定管理業務として通所介護事業を実施する必要性について調査・検討を行った。

2000年に介護保険制度が開始され、当時、市内の通所介護事業所は4事業所（町営1事業所、社協2事業所、民間1事業所）であったが、以降、民間事業者の参入により、2009年には8事業所、2020年には14事業所となり、現在は、15事業所が運営されている。本市の人口10万人に対する通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所数については、全国、兵庫県と比較しても多い状況となっている。

このように、民間事業所の通所介護サービスの供給体制が整い、市が事業を行う役割は終わったとして、2016年度に「はぴねす滝野」、2017年度に「東条デイサービスセンター」を用途廃止し、普通財産として社協に貸し付け、通所介護事業が運営されている。

同様に、ラポートやしろについても市内の供給状況を鑑み、介護サービスの用途の必要性はないと判断し、当該施設の業務内容を変更することに伴い、令和7年度から指定管理業務の一部を変更する。

ただし、高齢人口がピークを迎える2040年（令和22年）まで緩やかに増えていくことが予測されており、市では介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、サービスの利用見込み量に応じた供給量のバランスを3年ごとの介護保険事業計画の策定に合わせて、見直しを行っている。これらの状況を踏まえながら、「はぴねす滝野」と「東条デイサービスセンター」の通所介護事業の廃止時期については、引き続き、市と社協で協議を行っていく。

なお、ラポートやしろでの指定管理業務は、加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ条例に定められた業務であり、当該条例により通所介護事業が規定されているこ

とから、3月議会において、設置目的及び業務内容について一部改正を行う。